

千葉県ねたきり老人等寝具乾燥サービス運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり老人等が使用する掛布団、敷布団、毛布、マットレス（以下「寝具」という。）について、寝具乾燥車を派遣し、無料で乾燥及び丸洗い（以下「乾燥等」という。）することにより、保健衛生の向上と老人福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 寝具の乾燥等を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する寝具乾燥等が困難なおおむね65歳以上の単身老人及び老衰、心身の障害及び疾病等の理由により臥床している60歳以上の老人で同居者の介護を十分に受けられない状態にある者とする。

(実施方法)

第3条 寝具の乾燥等は、本市が委託契約を結んだ業者を対象者宅に派遣して行うものとする。

2 派遣回数は、1世帯につき月1回を限度とし、そのうち1回は丸洗いをすることができる。

(申請)

第4条 寝具の乾燥等を受けようとする対象者は、寝具乾燥サービス利用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、寝具乾燥車派遣の可否を決定したときは、寝具乾燥サービス利用決定通知書（様式第2号）または寝具乾燥サービス利用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項により寝具乾燥車の派遣を決定したときは、寝具乾燥サービス依頼書（様式第4号）により委託業者に通知し、寝具乾燥車の派遣を依頼するものとする。

(変更の届出)

第6条 寝具の乾燥等を受けている者は、第4条の利用申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に対し、寝具乾燥サービス利用変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(廃止の届出)

第7条 寝具の乾燥等を受けている者が、次の各号の一に該当するときは、寝具乾燥サービス利用廃止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 第2条に掲げる用件に該当しなくなったとき。

(2) その他必要がなくなったとき

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を調査し、廃止を決定したときは、寝具乾燥サービス依頼書により委託業者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第8条 市長は、寝具の乾燥等を受けている者が次の各号の一に該当するときは、寝具乾燥サービスの利用決定を取り消すことができる。

(1) 前条第1項第1号に該当するとき

(2) 偽りその他不正の手段により寝具乾燥サービスを利用したとき

2 市長は、前項に定める取消しを決定したときは、寝具乾燥サービス利用取消通知書(様式第7号)により利用者に通知し、寝具乾燥サービス依頼書により委託業者に通知するものとする。

(報告)

第9条 第3条の規定により寝具の乾燥業務を行った業者は、この事業の実施にあたり必要となる帳票を作成し、必要に応じて市長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

5 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

6 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

7 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

8 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。